



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月26日金曜日 第2152号外2

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

知事が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則..... 1

土壤汚染対策法施行細則の一部を改正する規則..... 2

薬事法施行細則及び都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則..... 2

告 示

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人の指定の一部改正..... 3

愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正..... 3

教育委員会告示

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正..... 4

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則..... 4

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 7

### 規 則

#### ○愛媛県規則第12号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成22年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 知事が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則

（知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

**第1条** 知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成10年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（書面の様式）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 条例第20条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第9号）によりするものとする。</p> <p>（実施状況の公表）</p> <p><b>第7条</b> 条例第37条の規定による公表は、愛媛県報によりするものとする。</p>	<p>（書面の様式）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 条例第19条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第9号）によりするものとする。</p> <p>（実施状況の公表）</p> <p><b>第7条</b> 条例第36条の規定による公表は、愛媛県報によりするものとする。</p>

（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正）

**第2条** 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（書面の様式）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 条例第42条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第15号）によりするものとする。</p> <p>（実施状況の公表）</p> <p><b>第9条</b> 条例第48条の規定による公表は、愛媛県報によるものとする。</p>	<p>（書面の様式）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 条例第41条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第15号）によりするものとする。</p> <p>（実施状況の公表）</p> <p><b>第9条</b> 条例第47条の規定による公表は、愛媛県報によるものとする。</p>

（愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正）

**第3条** 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則（平成17年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第31条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第30条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第13号

土壤汚染対策法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**土壤汚染対策法施行細則の一部を改正する規則**

土壤汚染対策法施行細則(平成21年愛媛県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、土壤汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)、 <u>土壤汚染対策法施行規則</u> (平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)及び汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)に定めるもののほか、 <u>土壤汚染対策法</u> (平成14年法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (書類の経由) <b>第2条</b> 法、省令及び汚染土壌処理業に関する省令の規定により知事に提出する書類は、申請、届出又は報告にあっては当該申請、届出又は報告に係る土地の区域又は汚染土壌処理施設の所在地を管轄する保健所長(当該土地の区域を管轄する保健所が2以上ある場合は、いずれかの保健所長)を、 <u>汚染土壌処理業の許可証の返納にあっては当該許可証に係る汚染土壌処理施設の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。</u>	(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、土壤汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)及び <u>土壤汚染対策法施行規則</u> (平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、 <u>土壤汚染対策法</u> (平成14年法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (書類の経由) <b>第2条</b> 法及び省令の <u>規定により知事に提出する書類は、</u> 申請、届出又は報告に係る土地の区域又は汚染土壌処理施設の所在地を管轄する保健所長(当該土地の区域を管轄する保健所が2以上ある場合は、いずれかの保健所長)を <u>経由しなければならない。</u>

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

薬事法施行細則及び都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**薬事法施行細則及び都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則**

(薬事法施行細則の一部改正)

**第1条** 薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(提出する書類の経由) <b>第2条</b> 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、	(提出する書類の経由) <b>第2条</b> 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、

その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を經由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及び既存配置販売業者並びにそれらの配置員並びに登録販売者試験の受験者並びに医薬品等の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）、医薬品等の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。

その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を經由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及び既存配置販売業者並びにそれらの配置員並びに登録販売者試験の受験者並びに医薬品等の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）、医薬品等の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。ただし、薬局の所在地が松山市の区域内である場合に於ては、法第8条の2第1項及び第2項の規定により知事に提出する報告書は、直接提出しなければならない。

（都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部改正）

**第2条** 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則（昭和46年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の提出）</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例（当該条例の規定に基づく規則を含む。）の規定により今治市、宇和島市、<u>八幡浜市</u>、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市が法及びこの規則に基づく事務を処理することとされる場合においては、第1項の規定は、適用しない。この場合において、法、省令及びこの規則により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。</p>	<p>（書類の提出）</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例（当該条例の規定に基づく規則を含む。）の規定により今治市、宇和島市_____、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市が法及びこの規則に基づく事務を処理することとされる場合においては、第1項の規定は、適用しない。この場合において、法、省令及びこの規則により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。</p>

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**告 示**

○愛媛県告示第398号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）<u>第35条第1項</u>の規定により、知事が定める法人を次のとおり定める。</p>	<p>愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）<u>第34条第1項</u>の規定により、知事が定める法人を次のとおり定める。</p>

○愛媛県告示第399号

愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱（平成22年2月愛媛県告示第169号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別記様式</b>（第5条関係） 汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議</p>	<p><b>別記様式</b>（第5条関係） 汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議</p>

書

省略

注 1～4 省略

5 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 汚染土壌処理業に関する省令 (平成21年環境省令第10号) 第2条第2項に規定する書類及び図面 (変更の許可に係る事前協議の場合は、当該変更に係る書類及び図面)
- (2) 省略

書

省略

注 1～4 省略

5 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 汚染土壌処理業の許可の申請の申請の手続に関する省令 (平成21年環境省令第10号) 第2条第2項に規定する書類及び図面 (変更の許可に係る事前協議の場合は、当該変更に係る書類及び図面)
- (2) 省略

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定 (平成13年12月愛媛県教育委員会告示第4号) の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県情報公開条例 (平成10年愛媛県条例第27号) 第35条第1項の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。	愛媛県情報公開条例 (平成10年愛媛県条例第27号) 第34条第1項の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察組織規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県警察組織規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

(愛媛県警察組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察組織規則 (平成17年愛媛県公安委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務課)</p> <p>第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 警察運営の総合的な企画及び調整に関すること (警務課 _____ の所掌に属するものを除く。 )。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(警務課)</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 警察運営の企画及び調整に関すること (総務課の所掌に属するものを除く。 )。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10) 犯罪被害者支援 (犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。 _____ ) に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</p>	<p>(総務課)</p> <p>第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 警察運営の総合的な企画及び調整に関すること (警務課及び企画教養課の所掌に属するものを除く。 )。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(警務課)</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 警察運営の _____ 調整に関すること (総務課の所掌に属するものを除く。 )。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10) 犯罪被害者支援 (犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。 以下同じ。 ) に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</p>

(11)～(16) 省略

(企画教養課)

**第29条** 企画教養課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(生活安全企画課)

**第33条** 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) 省略

(5) 酩酊者、行方不明者、迷い子その他救護を要する者の保護に関すること(少年課の所掌に属するものを除く。)。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(生活環境課)

**第36条** 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び警備業法(昭和47年法律第117号)に関すること。(3) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に関すること。(4) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)及び火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)。(5) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。(6) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に関する事務で県警察の所掌に属するものに関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)。(7) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。(8) 人身売買関係事犯の取締りに関すること。(9) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に関すること。(11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に関すること。(12) 生活安全部の所管法令違反事件の捜査に関すること。(13) サイバー犯罪に係る総合的対策に関すること。

(11)～(16) 省略

(企画教養課)

**第29条** 企画教養課においては、次の事務をつかさどる。(1) 警察運営の企画及び調査に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(生活安全企画課)

**第33条** 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) 省略

(5) 酩酊者、家出人、迷い子その他救護を要する者の保護に関すること(少年課の所掌事務に属するものを除く。)。

(6) 省略

(7) 古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び警備業法(昭和47年法律第117号)に関すること。(8) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に関すること。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(生活環境課)

**第36条** 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。(3) 人身売買関係事犯の取締りに関すること。(4) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に関すること。(6) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)及び火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)。(7) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。(8) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に関する事務で県警察の所掌に属するものに関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)。(9) 生活安全部の所管法令違反事件の捜査に関すること。(10) サイバー犯罪に係る総合的対策に関すること。(11) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)に関すること。(12) 他の所属の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

(14) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に関すること。

(15) 他の所属の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

（術科指導室）

第64条 省略

2 術科指導室は、第29条第4号及び第5号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（ストーカー対策室）

第66条の2 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第8号及び第9号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（生活安全部特別捜査隊）

第71条 省略

2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第12号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（サイバー犯罪対策室）

第72条 省略

2 サイバー犯罪対策室は、第36条第13号及び第14号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（術科指導室）

第64条 省略

2 術科指導室は、第29条第5号及び第6号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（ストーカー対策室）

第66条の2 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第10号及び第11号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（生活安全部特別捜査隊）

第71条 省略

2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第9号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（サイバー犯罪対策室）

第72条 省略

2 サイバー犯罪対策室は、第36条第10号及び第11号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（愛媛県公安委員会公印規程の一部改正）

第2条 愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1～5 省略													
6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	生活環境課長 交通指導課長 警察署長	1～10 省略	6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	生活安全企画課長 生活環境課長 交通指導課長 警察署長	1～10 省略
7～9 省略							7～9 省略						
					生活環境課	1～13 省略						生活安全企画課長 生活環境課	1～13 省略

10	公安 愛媛県 委員会	かい 書	18	28	長 交通指導課 長 運転免許課 長 警察署長	10	公安 愛媛県 委員会	かい 書	18	28	長 交通指導課 長 運転免許課 長 警察署長
11・ 12 省略						11・ 12 省略					
注 省略						注 省略					
2 省略						2 省略					

附 則

この規則は、平成22年 4月 1 日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第 1 号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月26日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
<p><b>別表 1（第 2 条関係）</b></p> <p>本部長の専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県情報公開 条例（平成10年 愛媛県条例第27 号）</td> <td>           1 <u>第19条</u>の規定による不服申立てがあった 場合の審査会への諮問            2 <u>第24条第 1 項</u>の規定による審査会への公 開決定等に係る公文書の提示            3 <u>第24条第 3 項</u>の規定による審査会への分 類・整理資料の提出            4 <u>第24条第 4 項</u>の規定による審査会への意 見書又は資料の提出            5 <u>第25条第 1 項</u>の規定による審査会への口 頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述            6 <u>第26条本文</u>の規定による審査会への意見 書又は資料の提出         </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		愛媛県情報公開 条例（平成10年 愛媛県条例第27 号）	1 <u>第19条</u> の規定による不服申立てがあった 場合の審査会への諮問 2 <u>第24条第 1 項</u> の規定による審査会への公 開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第24条第 3 項</u> の規定による審査会への分 類・整理資料の提出 4 <u>第24条第 4 項</u> の規定による審査会への意 見書又は資料の提出 5 <u>第25条第 1 項</u> の規定による審査会への口 頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第26条本文</u> の規定による審査会への意見 書又は資料の提出	省略		<p><b>別表 1（第 2 条関係）</b></p> <p>本部長の専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県情報公開 条例（平成10年 愛媛県条例第27 号）</td> <td>           1 <u>第18条</u>の規定による不服申立てがあった 場合の審査会への諮問            2 <u>第23条第 1 項</u>の規定による審査会への公 開決定等に係る公文書の提示            3 <u>第23条第 3 項</u>の規定による審査会への分 類・整理資料の提出            4 <u>第23条第 4 項</u>の規定による審査会への意 見書又は資料の提出            5 <u>第24条第 1 項</u>の規定による審査会への口 頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述            6 <u>第25条本文</u>の規定による審査会への意見 書又は資料の提出         </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		愛媛県情報公開 条例（平成10年 愛媛県条例第27 号）	1 <u>第18条</u> の規定による不服申立てがあった 場合の審査会への諮問 2 <u>第23条第 1 項</u> の規定による審査会への公 開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第23条第 3 項</u> の規定による審査会への分 類・整理資料の提出 4 <u>第23条第 4 項</u> の規定による審査会への意 見書又は資料の提出 5 <u>第24条第 1 項</u> の規定による審査会への口 頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第25条本文</u> の規定による審査会への意見 書又は資料の提出	省略	
法令	専決事項																		
省略																			
愛媛県情報公開 条例（平成10年 愛媛県条例第27 号）	1 <u>第19条</u> の規定による不服申立てがあった 場合の審査会への諮問 2 <u>第24条第 1 項</u> の規定による審査会への公 開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第24条第 3 項</u> の規定による審査会への分 類・整理資料の提出 4 <u>第24条第 4 項</u> の規定による審査会への意 見書又は資料の提出 5 <u>第25条第 1 項</u> の規定による審査会への口 頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第26条本文</u> の規定による審査会への意見 書又は資料の提出																		
省略																			
法令	専決事項																		
省略																			
愛媛県情報公開 条例（平成10年 愛媛県条例第27 号）	1 <u>第18条</u> の規定による不服申立てがあった 場合の審査会への諮問 2 <u>第23条第 1 項</u> の規定による審査会への公 開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第23条第 3 項</u> の規定による審査会への分 類・整理資料の提出 4 <u>第23条第 4 項</u> の規定による審査会への意 見書又は資料の提出 5 <u>第24条第 1 項</u> の規定による審査会への口 頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第25条本文</u> の規定による審査会への意見 書又は資料の提出																		
省略																			
<p><b>別表 2（第 3 条関係）</b></p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1) 総務課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県情報公開</td> <td>1 ~ 18 省略</td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		愛媛県情報公開	1 ~ 18 省略	<p><b>別表 2（第 3 条関係）</b></p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1) 総務課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県情報公開</td> <td>1 ~ 18 省略</td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		愛媛県情報公開	1 ~ 18 省略				
法令	専決事項																		
省略																			
愛媛県情報公開	1 ~ 18 省略																		
法令	専決事項																		
省略																			
愛媛県情報公開	1 ~ 18 省略																		

条例	19 第20条の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知 20 第33条第2項の規定による公文書の検索資料の作成
----	---

(2) 広報県民課長

法令	専決事項
愛媛県情報公開条例	1 第33条第2項の規定による公文書の検索資料の提供

(3)・(4) 省略

(5) 生活安全企画課長

法令	専決事項

条例	19 第19条の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知 20 第32条第2項の規定による公文書の検索資料の作成
----	---

(2) 広報県民課長

法令	専決事項
愛媛県情報公開条例	1 第32条第2項の規定による公文書の検索資料の提供

(3)・(4) 省略

(5) 生活安全企画課長

法令	専決事項
質屋営業法(昭和25年法律第158号)	1 第3条第3項の規定による質屋営業の不可通知 2 第27条の規定による他の公安委員会への通知
古物営業法	1 第5条第3項の規定による古物営業を許可しない理由の通知 2 第7条第2項の規定による第5条第1項第1号又は第7号に掲げる事項の変更の届出に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 3 第8条の2第1項の規定による第5条第1項第6号に規定する方法を用いる古物商について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による供覧の実施 4 第8条の2第2項の規定による第8条の2第1項各号に掲げる事項の変更に係る補正
行商従業者証等の様式の承認に関する規程	1 第7条の規定による行商従業者証又は標識の様式の承認の取消しに係る通知
警備業法	1 第11条第2項の規定による変更届出事項に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 2 第22条第2項の規定による指導教育責任者資格者証の交付 3 第23条第4項の規定による合格証明書の交付 4 第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付 5 第46条の規定による報告徴収等(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。) 6 第47条第1項の規定による立入検査(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)
警備業法の一部を改正する法律	1 附則第5条の規定による審査(書面審査に限る。)
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者	1 第4条第1項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による指導教育責任者講習の受講申込書の受理



省略	

に係る講習等に関する規則	2 第7条第1項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の交付 3 第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付
警備員等の検定等に関する規則	1 第10条の規定による受検票の交付 2 第11条の規定による成績証明書の交付
省略	
探偵業の業務の適正化に関する法律	1 第13条第1項の規定による探偵業者に対する業務報告及び資料提出の要求並びに立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	1 第9条第1項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理 2 第9条第3項の規定による国家公安委員会への通知 3 第13条の規定による特定事業者に対する業務報告及び資料提出の要求（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。） 4 第14条第1項の規定による立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。） 5 第15条の規定による特定事業者に対する指導、助言及び勧告（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。） 6 第16条の規定による特定事業者に対する是正命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）	1 第18条第2項の規定による身分証明書の発行

(6) 生活環境課長

法令	専決事項
質屋営業法	1 第3条第3項の規定による質屋営業の不許可通知 2 第27条の規定による他の公安委員会への通知
古物営業法	1 第5条第3項の規定による古物営業を許可しない理由の通知 2 第7条第2項の規定による第5条第1項第1号又は第7号に掲げる事項の変更の届出に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 3 第8条の2第1項の規定による第5条第1項第6号に規定する方法を用いる古物商について、電気通信回線に接続して行う自

(6) 生活環境課長

法令	専決事項

	<p>動公衆送信による供覧の実施</p> <p>4 第8条の2第2項の規定による第8条の2第1項各号に掲げる事項の変更に係る補正</p>		
<p>行商従業者証等の様式の承認に関する規程</p>	<p>1 第7条の規定による行商従業者証又は標識の様式の承認の取消しに係る通知</p>		
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）</p>	<p>1 第9条第1項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理</p> <p>2 第9条第3項の規定による国家公安委員会への通知</p> <p>3 第13条の規定による特定事業者に対する業務報告及び資料提出の要求（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</p> <p>4 第14条第1項の規定による立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</p> <p>5 第15条の規定による特定事業者に対する指導、助言及び勧告（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</p> <p>6 第16条の規定による特定事業者に対する是正命令</p>		
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）</p>	<p>1 第18条第2項の規定による身分証明書の発行</p>		
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</p>	<p>省略</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</p>	<p>省略</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）</p>	<p>省略</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）</p>	<p>省略</p>
<p>警備業法</p>	<p>1 第11条第2項の規定による変更届出事項に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</p> <p>2 第22条第2項の規定による指導教育責任者資格者証の交付</p> <p>3 第23条第4項の規定による合格証明書の交付</p> <p>4 第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付</p>		

	<p>5 <u>第46条の規定による報告徴収等（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</u></p> <p>6 <u>第47条第1項の規定による立入検査（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</u></p>		
警備業法の一部を改正する法律	1 <u>附則第5条の規定による審査（書面審査に限る。）</u>		
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則	<p>1 <u>第4条第1項（第13条において準用する場合を含む。）の規定による指導教育責任者講習の受講申込書の受理</u></p> <p>2 <u>第7条第1項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の交付</u></p> <p>3 <u>第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付</u></p>		
警備員等の検定等に関する規則	<p>1 <u>第10条の規定による受検票の交付</u></p> <p>2 <u>第11条の規定による成績証明書の交付</u></p>		
省略		省略	
探偵業の業務の適正化に関する法律	1 <u>第13条第1項の規定による探偵業者に対する業務報告及び資料提出の要求並びに立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</u>		

**附 則**

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。